

-
- ※ 1・・・（令和8年4月1日において）指定日から**6か月未満**の事業所は提出不要
（令和8年4月1日において）指定日から**6か月以上1年未満**の事業所は、区分を変更する場合のみ提出
（令和8年4月1日において）指定日から**1年以上経過**している事業所は、必ず提出
 - ※ 2・・・区分を変更する場合のみ提出、変更がない場合は提出不要
 - ※ 3・・・地域移行サービス費Ⅰ又はⅡを算定する場合のみ提出
 - ※ 4・・・いずれか一方のみ提出すること。